

第1条 (カードの利用)

あしぎんローンカード (以下「カード」という。) は次の取引に利用することができます。

1. 株式会社足利銀行 (以下「当行」という。) 及び当行がオンライン現金自動預払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等 (以下「提携先」という。) のオンライン現金自動預払機 (現金自動支払機及び振込機を含む。以下「ATM」という。) を使用して当座貸越口座 (以下「カードローン口座」という。) から当座貸越借入金の払出 (以下「出金」という。) をする場合。
2. 当行のATMを使用してカードローン口座の当座貸越借入を任意返済 (以下「入金」という。) する場合。
3. 当行のATMを使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合。
4. その他当行所定の取引を行う場合。

第2条 (ATMによる出金)

1. ATMを使用して出金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号及び金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. ATMによる出金は、ATMの機種により当行又は提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は当行又は提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。
3. 当行及び提携先のATMにより出金する場合に、出金金額と第4条のATM利用手数料金額と合計額が出金することのできる金額 (当座貸越利用できる範囲内の金額) をこえるときは、出金することはできません。

第3条 (ATMによる振込)

ATMを使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力してください。この場合におけるカードローン口座の出金については、払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条 (各種手数料等)

1. 当行及び提携先のATMを使用してカードローン口座から出金する場合は、当行及び提携先の所定のATMに関する手数料 (以下「利用手数料」という。) をいただきます。
2. 利用手数料は、出金時に払戻請求書なしで当該カードローン口座から自動的に引落とします。
3. 当行のATMを利用して振込の依頼をする場合は、当行所定の手数料をいただきます。
4. 振込の依頼をする場合の手数料は、振込資金をカードローン口座から出金時に、払戻請求書なしで当該カードローン口座から自動的に引落とします。

第5条 (ATMによる入金)

1. ATMを使用してカードローン口座に入金する場合には、ATMの画面表示の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. ATMによる入金は、ATMの機種により当行所定の金額単位とし、1回あたりの入金は当行所定の金額の範囲内とします。

第6条 (ATM故障時等の取扱い)

停電、故障等によりATMによる出金又は入金ができない場合は、当行窓口営業時間内に限り当行所定の本支店の窓口で、当行所定の方法により出金又は入金ができます。ただし、出金の場合は、当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度とします。

第7条 (カードの紛失、届出事項の変更等)

1. カードを失った場合には、直ちにカードローン契約者本人 (以下「本人」という。) から書面によって当行に届出てください。この届出を受けた場合には、直ちにカードによるカードローン口座の出金停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 前項の届出の前にカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
3. 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. カードを失った場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の時間をおき、また保証人を求めることがあります。
5. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第8条 (暗証番号照合等)

1. カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
2. 当行が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認してカードローン口座の出金をしたう例えば、カード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第9条及び第10条に定める場合を除き、当行及び提携先は責任を負いません。

第9条 (偽造カード等による出金等)

偽造又は変造カードによる不正な出金について、本人の故意による場合、又は当該出金について当行が善意かつ無過失であって本人に

重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条 (盗難カードによる出金等)

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金にかかる損害 (利用手数料や利息を含む。) の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
2. 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日 (ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた出金にかかる損害 (手数料や利息を含む。) の額に補てんする金額 (以下「補てん対象額」という。) を補てんするものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日 (当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ① 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人 (家事全般を行っている家政婦など) によって行われた場合
 - ③ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条 (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第12条 (解約等)

1. あしぎんカードローン取引を解約する場合には、カードを当行に返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

第13条 (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れ又は貸与することはできません。

第14条 (規定の適用)

1. この規定に定めのない事項については、関連契約書及び各種関連取引規定により取扱います。
2. この規定が変更された場合には、変更後の規定により取扱います。

第15条 (規定の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上